

公布された規則のあらまし

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、飼養管理費等の額を改定することとした。（第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 29 号）

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐賀県条例第 56 号）の施行期日は、平成 26 年 3 月 30 日とすることとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）

- 1 教務実習手当について、支給要件等の改正を行うこととした。（別表第 8 関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。